

告 示

埼玉県告示第百五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成元年埼玉県告示第百二十三号で告示した東松山都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

滑川町

二 都市計画事業の種類及び名称

東松山都市計画下水道事業滑川公共下水道

三 事業施行期間

平成元年二月二十八日から令和十二年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成元年埼玉県告示第百二十三号、平成六年埼玉県告示第百六十五号、平成九年埼玉県告示第百六十四号、平成十四年埼玉県告示第百一号、平成二十年埼玉県告示第百五号、平成二十一年埼玉県告示第百五十一号、平成二十四年埼玉県告示第百二十六号、平成二十八年埼玉県告示第百四十三号及び令和三年埼玉県告示第百八十七号の事業地に、滑川町大字月輪字高根、字中道北、字中道南、字築地及び字新道上、大字羽尾字西ノ谷、字新宿及び字十三塚地内において事業地を変更する。

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし